**建設業許可申請書等の郵送受付の開始について**

令和２（2020）年４月20日

栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、これまで各土木事務所の窓口提出としておりました建設業許可申請書等について、当面の間、以下のとおり郵送での受付を開始します（窓口対応も継続）。なお、感染症を巡る状況に変化があり、対応方針を変更する場合には改めて告知させていただきます。

**１対象申請書等**

○建設業許可申請書（新規、業種追加、更新などの全ての申請書）

○各種変更届出書（決算終了に伴う変更届出書、廃業届などの全ての届出書）

**２送付方法**

○特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど、**発送後の追跡ができる方法での送付**をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。

○申請書に収入証紙の貼付がある場合、送付前に金額をよく御確認ください。

○副本を返却しますので、**返却用封筒（Ａ４）を同封**願います。なお、返却用封筒は、レターパックなど発送後の追跡ができるものとし、**副本の重量に応じた切手等を貼付の上、宛先を記入してください。**

**３送付先**

○主たる営業所がある市町を管轄する土木事務所の総務課（別添一覧表参照）

**４申請書等の受理及び審査**

○申請書等を受領、確認し、土木事務所で受け付けた日を「受理日（＝提出日）」としますので、提出期限がある申請については余裕を持った送付をお願いします。

○**提出書類に大幅な不足、不備がある場合は、申請書等の受理は行いません**。

○土木事務所で申請書類を確認の上、補正や追加提出がある場合には、電話、メール等で連絡します。

○補正等が多い場合、メールを活用したいと思いますので、申請書の連絡先欄の余白に、メールアドレス（あれば）を記載願います。

**５許可通知書及び副本の返却**

○建設業許可申請書については、土木事務所が書類を受理した時点で電話、メール等で連絡の上、許可通知書発行時に、通知書と副本を発送します。

○各種変更届出書については、原則、受理印を押印した副本の返送をもって受理の連絡とします。